

【8】介護保険料並びに滞納者の給付制限について

1. 令和5年度の介護保険料について

介護保険料については、令和3年度からの「南丹市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」に基づき、令和3年度～令和5年度の基準額を決定しました。

令和5年度はこの3カ年の最終年度にあたります。

令和元年10月に実施された消費税率10%への引上げに伴い、低所得高齢者の保険料軽減強化を図る目的で、第8期においても第1～3段階の保険料が減額されています（別添「南丹市 介護保険料の決め方・納め方」参照）。

2. 滞納者の給付制限について

特別な事情がないにもかかわらず、介護保険料を滞納すると、介護保険法に基づき滞納期間に応じて、給付制限等を受けることとなります（資料 別紙「介護保険給付制限について」参照）。

介護保険料を滞納されますと、ご利用者様が介護サービスを利用される際の負担が増えることとなります。

つきましては、各事業所におきましては、以下のとおりご留意いただきますようお願いいたします。

■ 居宅介護支援事業所

ご利用者様が介護保険料を滞納されておられないかどうか、ご本人やご家族様にお声かけをお願いいたしますとともに、滞納があった場合は市役所に相談するようにお伝えいただければと思います。

■ 地域密着型サービス事業所

ご利用者様の被保険者証に給付制限等の記載がされていないか、被保険者証での確認をお願いいたします。

※ 2年以上滞納された介護保険料は、時効により遡り納付いただくことができなくなりますのでご注意ください。

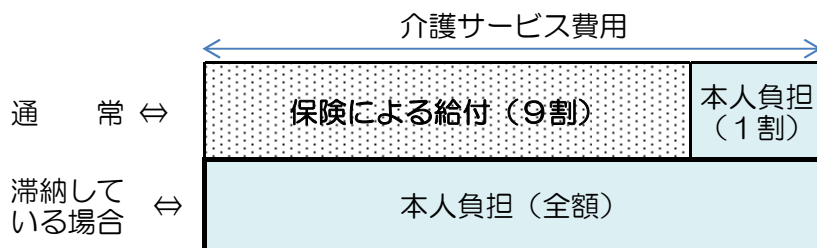
介護保険給付制限について

資料 8 別紙

介護保険料を滞納すると介護保険法で、滞納処分や給付制限が決められています。災害などの特別な事情もなく介護保険料を滞納している場合は、次のような制限がとられます。※本人負担を1割として記載しています。一定以上所得者は本人負担が2割、又は、3割になります。

1) 介護保険料を1年以上滞納している場合

介護サービスを利用するとき、費用の全額が一旦、本人負担になります。

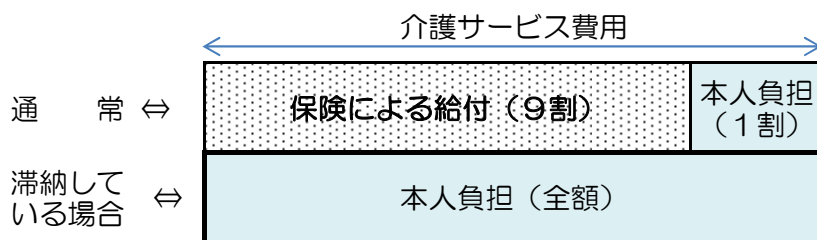


後日、申請により保険給付分の9割が支給されます。

例) 介護サービス費が30万円かかるとすると、一旦30万円を支払っていただき、申請によって、後日27万円が支給されます。

2) 介護保険料を1年6カ月以上滞納している場合

介護サービスを利用するとき、費用の全額が一旦、本人負担になり、さらに保険給付分から保険料を支払っていただきます。

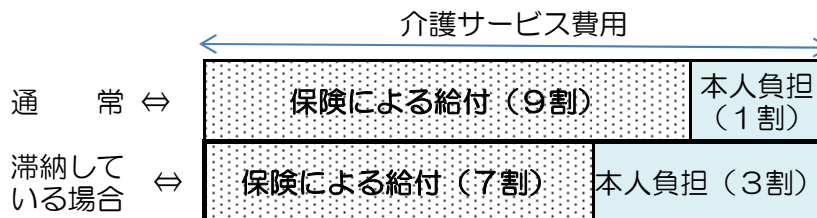


保険給付分の9割の支給が一時差し止められます。

例) 介護保険料の滞納が6万円あった場合、介護サービス費用が30万円かかるとすると、一旦30万円支払っていただき、申請によって本来支給される27万円から滞納した保険料分の6万円を差し引いた21万円が支給されます。

3) 介護保険料を2年以上滞納している場合

介護サービスを利用するとき、本人負担が3割 (または4割) となります。



滞納している期間の長さに応じて、一定期間、保険給付の割合が9割から7割に引き下げられます。

また、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費等の支給も受けられなくなります。

例) 介護サービス費用が30万円かかるとすると、本来1割の3万円で済む支払いが一定期間3割の9万円になります。

安心して介護サービスを利用できるようにきちんと介護保険料を納めましょう。

※2年以上滞納された介護保険料は、今後さかのぼって納付していただくことができなくなります。